

平成25年(行ウ)第13号

玄海原子力発電所3号機, 4号機運転停止命令義務付け請求事件

原告 石丸 ハツミ 外

被告 国

参加人 九州電力株式会社

準備書面 5

(新規制基準適合まで運転を停止した経緯)

平成30年12月20日

佐賀地方裁判所 民事部合議2係 御中

参加人訴訟代理人弁護士

永 原

豪



同

熊 谷

善 昭

昭



同

家 永

由 佳 里

里



同

恩 穂 井

達 也

也



同

渡 邊

洋 祐

祐



第1 はじめに

玄海原子力発電所3号機及び4号機（以下それぞれ「玄海3号機」及び「玄海4号機」といい、これらを総称して「本件原子力発電所」という。）の、現東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「福島第一原子力発電所事故」という。）から運転再開に係る経緯については、参加人「準備書面4」にて説明したとおりである。

本書面では、この経緯を踏まえ、本件原子力発電所が新規制基準に適合するまでの間、運転を停止した経緯について述べる。

第2 新規制基準適合まで運転を停止した経緯

参加人は「準備書面4」で述べたとおり、福島第一原子力発電所事故後、直ちに事故に関する情報収集を行うとともに、国の指示を踏まえた緊急安全対策を行った。

参加人は、福島第一原子力発電所事故の社会的影響等を踏まえるとともに、本件原子力発電所については、これらの各種安全対策をできるだけ早期に進めることが必要と考え、定期検査による運転停止の状態を継続した。

そして、平成25年7月8日新規制基準が施行され、従来の規制基準から規制の内容が大幅に強化又は新設されたため、参加人は、まずは新規制基準に適合することが必要と考え、新規制基準への適合を優先することとした。

これにより、各種手続を経て、玄海3号機については平成30年5月16日に、玄海4号機については同年7月19日に、それぞれ使用前検査及び定期検査を終了し、営業運転を再開したものである。

以上